

令和5年5月1日

お客様各位

さがみ信用金庫

非居住者のお客様に係る国内送金のお取り扱いについて

「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」という）第17条の規定に基づき国内非居住者からの送金の受け取り、および国内非居住者宛の送金が発生した場合、各種規制の対象取引に該当しないことを直接お客様に確認させていただく場合があります。

お客様にはお手数をおかけいたしますが、法令に基づく確認義務の適正な履行にご協力くださいますようお願い申し上げます。

外為法は、「外国為替および外国貿易法」の略称であり、わが国と外国との間の資金やモノ・サービスの移動などの対外取引や、居住者間の外貨建て取引に対し必要最小限の管理・調整を行い、対外取引の正常な発展やわが国または国際社会の安全の維持を促す法律となっております。

外国為替及び外国貿易法（抜粋）

（銀行等の確認義務）

第十七条 銀行等は、その顧客の支払等が、次の各号に掲げる支払等のいずれにも該当しないこと、又は次の各号に掲げる支払等に該当すると認められる場合には当該各号に定める要件を備えていることを確認した後でなければ、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行ってはならない。

- 一 第十六条第一項から第三項までの規定により許可を受ける義務が課された支払等当該許可を受けていること。
- 二 第二十一条第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務が課された第二十条に規定する資本取引に係る支払等当該許可を受けていること。
- 三 その他この法律又はこの法律に基づく命令の規定により許可若しくは承認を受け、又は届出をする義務が課された取引又は行為のうち政令で定めるものに係る支払等当該許可若しくは承認を受け、又は当該届出後の所要の手続を完了していること。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上

TRibank Sagami
さがみ信用金庫